平成２９年（フ）第２１４４号
愛知県春日井市上条町６丁目57番地２、従前の住所岐阜県可児市川合北３丁目139番地７
債務者　髙橋　孝司
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平林　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１４５号
愛知県春日井市上条町６丁目57番地２、従前の住所岐阜県可児市川合北３丁目139番地７
債務者　髙橋　玲子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平林　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４０号
富山県高岡市本丸町13―43　本丸ハイツ402、住民票上の住所富山県高岡市羽広２丁目４番24号
債務者　Ｃｕｔｅｙ―ｍａｍことＤａｎｋｅこと　松井　和恵
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１４６号
富山県砺波市一番町19番地　アリエス一番町204号
債務者　加藤　優貴
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村あずさ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第１５号
愛知県知多市寺本台３丁目８番地の８
債務者　菅　めぐみ（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村　玲奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１４号
山口市名田島1289番地、前住所岐阜県各務原市鵜沼各務原町２丁目157番地１　シグマハイツ各務原Ａ　109
債務者　山内　洋祐
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　善英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４１８号
宮崎市清武町西新町５番地４　宮崎大学西新町職員宿舎Ｂ棟105号
債務者　長野　洋之
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　圭佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９８号
北海道苫前郡苫前町字古丹別194番地の６
債務者　鹿内　敬貴
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４６３号
新潟市南区高井興野124番地１　ワールドステイ高井
債務者　難波　照男
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７５９号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地９番305号
債務者　青木　孝仁
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２９５号
和歌山市太田90番地２　シャルマンフジ和歌山拾弐番館301号室、前住所堺市北区北花田町３丁38番地10　リバティー北花田205号
債務者　川越　　嵩
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３２２号
和歌山市園部1347番地19、前住所和歌山市園部1171番地７
債務者　成川　加津
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３２３号
和歌山県岩出市山田57番地の１（110号）、前住所和歌山市井辺261番地１　フォーブルさちＡ203
債務者　重根　翔真
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３２６号
和歌山市中306番地６　コーポ西山205号室、前住所和歌山市神波32番地11
債務者　上田　行雄
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３２７号
和歌山市加太710番地２
債務者　山中　利子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３４１号
和歌山市西浜２丁目５番29号
債務者　清水　寿一
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係